

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	福岡財務支局長
<b>【提出日】</b>	平成27年9月30日
<b>【会社名】</b>	株式会社福山コンサルタント
<b>【英訳名】</b>	FUKUYAMA CONSULTANTS CO.,LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 福 島 宏 治
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社福山コンサルタント東京支社 (東京都文京区後楽二丁目3番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長福島宏治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年6月30日を基準日とし、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社の財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備および運用状況の評価し、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。尚、当事業年度における持分法適用会社は存在しません。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社および連結子会社である株式会社環境防災、株式会社HMBを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3を超える(株)福山コンサルタントの5支社を重要な事業拠点としました。選定した重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」「人件費」「外注費」に至る業務プロセスを評価の対象とし、さらに見積りや予測を伴う重要な勘定科目を評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成27年6月30日現在において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。